

平成 25 年産米の市町村別の生産数量目標の配分基準

1 基本的な考え方

市町村別の生産数量目標は、作付面積に応じて配分を行うことを基本にするが、平成 24 年産米の配分からの継続性を考慮し、平成 25 年産米の市町村別の生産数量目標は、県への配分数量（面積換算値）のうち、10%を平成 24 年産米の市町村別の水稻作付面積に応じて配分し、90%を平成 24 年産米の市町村別の生産数量目標（面積換算値）に応じて配分する。

2 算定手法

① 前年産米の水稻作付面積に応じた配分

$25 \text{ 年産米の高知県配分面積} \times (24 \text{ 年産米の市町村作付面積} / 24 \text{ 年産米の高知県作付面積}) \times 10\%$

② 前年産米の生産数量目標の面積換算値に応じた配分

$25 \text{ 年産米の高知県配分面積} \times (24 \text{ 年産米の市町村配分面積} / 24 \text{ 年産米の高知県配分面積}) \times 90\%$

③ 市町村別配分面積の算出

①+②

④ 市町村別に配分する生産数量目標の算出

③によって算出した面積換算値×市町村の 10a あたり収量の平均値（以下「配分基準単収」という。）

※ 配分基準単収の求め方

毎年、高知地域センターが公表する「水稻市町村別収穫量」に基づき、それぞれの市町村の過去 7 年の「10a あたり収量」のうち最高値と最低値を除いた 5 年間の平均値を算出し、そのうえで、毎年、高知地域センターが公表する「作柄表示地帯」（本県は中東部と西部に区分）別の「10a あたりの平年収量」と作柄表示地帯に属する市町村の加重平均を整合させる補正係数を算出し、作柄表示地帯別に各市町村の平均値にその補正係数を乗じる。